

事務連絡  
令和4年12月23日

各務原市内介護保険事業者  
〃 有料老人ホーム事業者 各位

各務原市 健康福祉部長

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の開始と  
岐阜県による光熱費高騰対策事業について（その2）

平素より各務原市の保健衛生事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年11月29日事務連絡「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の開始と岐阜県による光熱費高騰対策事業について」において、岐阜県が新しく「岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金（以下、県支援金）」を創設する予定（12月県議会にて補正予算措置）であることから、11月29日より市が開始した「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業（以下、市支援金）」については、一旦その申請をお待ち頂くようお願いしたところですが、12月22日に県支援金の詳細が発表されましたので、以下ご確認の上、必要なお申請をお願いします。

県および市の支援制度の両方にご申請頂く事は可能ですが、市へのご申請は、県の支援金額を差し引いた額をご申請頂く形（差額が0円以下の場合、今回の市支援金対象外。次頁の具体例をご参照下さい。）になりますのでご注意ください。

また市支援金については、県支援金より先の令和5年1月末迄（郵送の場合、当日消印有効）が申請期限となっておりますので、お早目のご申請をお願いします。

（記）

【岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金の概要について】

対象事業者：

入所系施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（みなし指定を除く。）、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

通所系施設 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。)

訪問系施設 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所

支援金の額：

入所系施設 @12,000円×定員数

通所系施設 @7,200円×定員数

訪問系施設 @90,000円（定額）

申請期間：令和4年12月22日～令和5年2月22日

お問合せ先：コールセンター TEL 0120-223-409

詳細：高齢者施設:高齢福祉課「岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/261184.html>

### 【各務原市・中小企業等におけるエネルギー価格高騰対策支援事業について】

対象：市内に事業所等がある事業者

(大企業を除く。医療法人や個人開業等の場合も対象となります)

助成額：令和4年4月～10月迄のいずれかの1か月(最も高い1か月)において、(1)ガソリン(2)電気(3)ガス(4)灯油(5)重油(6)軽油に係る経費の合計が7万円以上である事業所に対して、高騰したエネルギー経費の一部を下表の通り定額(6ヶ月分総計分として)で助成

募集・申請期間：令和4年11月29日

～令和5年1月31日迄

※市の支援金は、県の支援金より  
締め切りが先になりますので、  
ご注意ください。

備考：市支援金の申請は、郵送または電子申請のみで受付けて  
おります。

※窓口での申請は受け付けておりません。

**申請担当課：各務原市役所 商工振興課**

**(産業文化センター6F)**

**TEL 058-201-2378**

1月あたり エネルギー使用料	助成額 (定額・6ヶ月分計)
7万円～10万円未満	4万円
10万円～15万円未満	7万円
15万円～20万円未満	10万円
20万円～25万円未満	13万円
25万円～30万円未満	16万円
30万円～35万円未満	19万円
35万円以上	20万円

詳細：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/shokogyo/1016647.html>

### 【県支援金・市支援金の申請例について】

(例1)

(令和4年4月～10月の期間中)最も高い1か月のエネルギー経費が17万円の訪問系事業所の場合

(1)各務原市の支援金額：10万円…(a)

(2)岐阜県の支援金額：9万円…(b)

市支援金交付申請額 (a) 10万円 - (b) 9万円 = 1万円

(例2)

(令和4年4月～10月の期間中)最も高い1か月のエネルギー経費が9万円の訪問系事業所の場合

(1)各務原市の支援金額上限：4万円…(a)

(2)岐阜県の支援金額：9万円…(b)

市支援金交付申請額 (a) 4万円 - (b) 9万円 = 0円

⇒市の支援金へはご申請頂けません。県支援金をご活用下さい。

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電話	058-383-2067
Email	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp